

1年生人権教育保護者研修会

研修の内容

- (1) 人権教育
- (2) 特別支援教育
- (3) いじめ

2022.5.17(火) 東郷小学校

(1) 人権教育

人権とは？

一人一人が幸せに生きていくために、なくてはならない権利

公平な社会、安心・安全な社会をつくるための土台

① 東郷小学校 人権教育目標

- ・ 児童の**自尊感情を高め**、一人一人が持っているよさが発揮できるように努める。
- ・ 身の回りの問題を**主体的に解決**しようとする意欲と態度を育てる。
- ・ **自分や友だちのよさが分かり**、一人一人の思いや願い・考えを伝え合いながら、認め合い支え合う仲間づくりを進める。

自分も友達も大切に作る児童の育成

② 人権教育の努力点

人権教育の3つの領域

○人権としての教育・・・**個々の力を伸ばす教育の保障**

- ・指導法の工夫 ・基礎学力の定着 ・学習規律の確立
- ・児童一人一人にあった指導 ・特別支援教育の充実

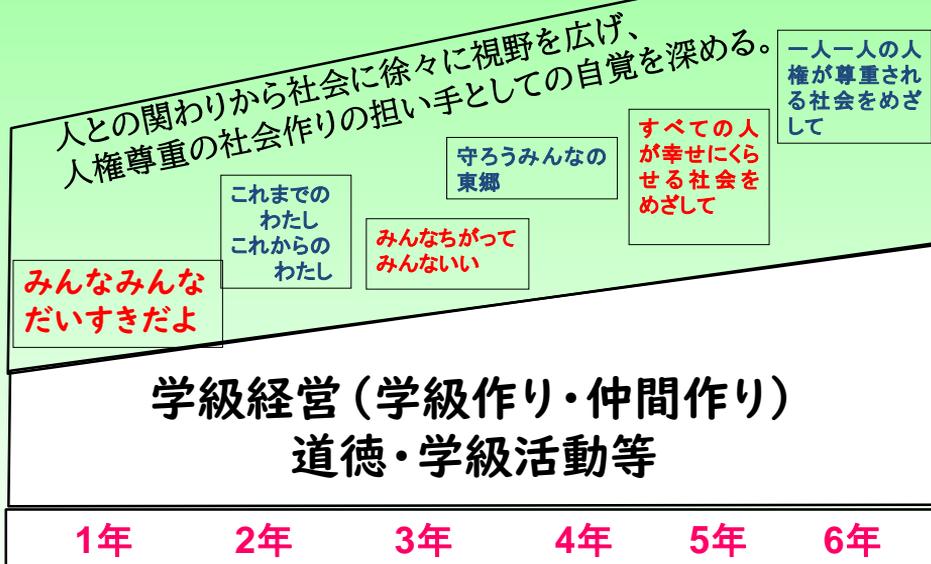
○人権についての教育・・・**人権学習**

- ・権利や人権の概念など、普遍的な価値の理解を深める学習
- ・具体的人権問題についての学習 ・人間関係づくりのスキル
- ・体験・交流、地域素材の活用
- ・特別支援学級・通級指導教室についての学習

○人権が尊重される教育・・・**人権尊重の環境・仲間づくり**

- ・一人一人を大切にされた学級経営
- ・児童の実態把握 ・話し合い活動の充実
- ・交流活動の充実 ・家庭との連携

③ 人権教育 6年間の流れ



さまざまな人権課題

- ① 同和問題（部落問題）
- ② 障がいのある人の人権
- ③ 個人のプライバシーの保護
- ④ 女性の人権（男女共同参画）
- ⑤ 病気にかかわる人の人権
- ⑥ 高齢者の人権
- ⑦ インターネットと人権
- ⑧ 外国人の人権
- ⑨ 子どもの人権
- ⑩ さまざまな人権
 - ・性的マイノリティ
 - ・犯罪被害者
 - ・刑を終えた人
 - ・拉致被害者
 - ・生活困窮者
 - ・いじめ

6年生の人権教育

- 同和問題(部落差別)
- 病気に関わる人の人権(ハンセン病)
- 性的マイノリティ(LGBTQ)
- 子どもの権利条約
- **平和学習**

保護者の皆様へ

- ささいなことでも、**よい行動を、その場でほめましょう。**
- なぜよいのか、**理由をつけてほめましょう。**
- できて当たり前とせずに、**できていることをほめましょう。**



「自信を持たせ、自尊感情を育てていく」

ご理解とご協力をよろしくお願いします

(2) 本校の特別支援教育

- ① 「特別支援教育」とは？
- ② 本校の取り組み
- ③ 教育相談について

① 特別支援教育は、 一人一人の力を伸ばす教育

子どもたちが、
「わかった!」「できた!」
「楽しい!」といえる学校生活が
送れるよう支えていくこと。

② 本校の取り組み

特別支援教育の目標

特別支援教育を**全児童に関わるもの**と認識し、**全職員による一人一人の児童への指導の工夫・改善の推進**を図る。

特別支援学級における指導

あおぞら学級 そよかぜ学級
わかくさ学級 かがやき学級



特別支援学級における指導



- 少人数で安心できる環境
- 自分のペースに合わせた学習方法
- 活動や体験を生かす
- いろいろな人とかかわる力をつける
- 個々の特性による困り感を改善・軽減する
- 交流学級での活動・・・学級の一員として

通級指導教室

- **まなびの教室（羽合小学校）**
 気持ちの不安定さ、行動のコントロールの困難さ、学習の身につみにくさ等で困っている子どもたちのために
 → **毎週火曜日、担当の先生が来校・指導**
- **ことばの教室（大栄小学校）**
 発音がはっきりしない、なめらかに話すことが難しい、知っている言葉が少ない等で困っている子どもたちのために
- **レインボー（倉吉養護学校）**
 自分の感情をコントロールすることが難しい、社会生活で必要なルールや常識、マナーを身につけたい子どもたちのために

③ 教育相談について

子どもたちの困り感はさまざま

- 集中し続けたりじっとしていたりすることが苦手
- 言われたことを覚えるのが苦手
- 文字を書いたり、形を描いたりすることが苦手
- 漢字(読み書き)や計算が苦手
- 整理整頓が苦手
- 気持ちを言葉で表すことが苦手
- 忘れ物が多く、物をなくしやすい

など

子どもの困り感に気づく
(本人自身がいちばん傷つき、苦しんでいる)



学校と家庭の連携

相談窓口

- 学級担任
- 特別支援コーディネーター（東谷）
- 特別支援教育主任（木村）
- 教育相談担当（谷口）
- 養護助教諭（藤田）

(3) いじめ

【いじめの定義】

「いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が**心身の苦痛を感じている**ものをいう。」

（いじめ防止対策推進法2条1項）

いじめ防止への取り組み

「いじめは、どの児童にも、
どの学校でも起こりうる」

- ・ 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。

- ・ 積極的ないじめの認知

小さな段階から積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することにより、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐ。

保護者の皆様へ

- ・ 詳しくは東郷小ホームページに掲載している「湯梨浜町立東郷小学校いじめ防止対策基本方針」をご覧ください。
- ・ 気になることがあったら**早め**に学校にご連絡ください。